

生活介護事業所 ぱれっと三田
 ≪ 障がい福祉サービス 料金表 ≫

＜ 介護給付費対象サービス ＞

介護給付費によるサービスを提供した場合は、介護給付費のうち1割の額、もしくは受給者証に記載されている市町村が定める利用料負担額をお支払いいただきます。利用者の負担以外については、事業所が市町村から代理受領するものとします。代理受領を行わない場合は、介護給付費の全額をいったんお支払いいただきます。（償還払い）

＜基本サービス費＞ 生活介護サービス費（Ⅰ）（定員20人以下） 1日につき

基本報酬	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	12,880 円	9,640 円	6,690 円	5,990 円	5,460 円
利用者負担額	1,288 円	964 円	669 円	599 円	546 円

※ 新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として、令和3年4月1日から同年9月30日までの間、上記料金の基本報酬に0.1%上乘せされます。

＜加算項目＞ 事業所のとっている体制・とった対応の内容により加算

	利用料	利用者負担額	
送迎加算（Ⅰ）	210 円／片道	21 円／片道	事業所が送迎を行った場合、片道につき算定
食事提供体制加算	300 円／日	30 円／日	支給決定のある利用者に食事を提供した場合に算定
医師未配置減算	－120 円／日	－12 円／日	医師の配置がない場合、 <u>減算</u>
初期加算	300 円／日	30 円／日	利用開始日から30日を限度とし、利用1日につき算定
訪問支援特別加算 1 時間未満 1 時間以上	1,870 円／回 2,800 円／回	187 円／回 280 円／回	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったとき、居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定。月2回限度
欠席時対応加算	940 円／回	94 円／回	急病等により利用を中止した場合、連絡調整や相談援助を行った場合に算定。月4回を限度
利用者負担上限額 管理加算	1,500 円／回	150 円／回	利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に算定。月1回を限度

延長支援加算 1 時間未満 1 時間以上	610 円／日 920 円／日	61 円／日 92 円／日	運営規程に定められた営業時間を 超えて、サービスを利用した場合、 1 日につき算定。
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位の 4.4%を加算	
加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っている等の他、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、並びに職場環境等要件を満たす場合に算定			

< 介護給付費対象外サービス >

介護給付対象外サービスの費用には、以下のものがあります。

- ① 食事の提供に要する費用 1 食につき 600 円
ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費として 1 食 300 円とする
- ② おむつ代 実費
- ③ 創作活動に係る材料費 実費

上記負担金は 1 カ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに現金にてお支払いください。